

高浜市選挙管理委員会告示第37号

高浜市住民投票条例（平成14年高浜市条例第33号）第3条第3項の規定によりその例によることとされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第4項の規定に基づく「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票請求者署名簿の署名の効力に関する異議の申出については、審査の結果、次のとおり決定し、その署名の証明を修正したので告示する。

平成28年9月12日

高浜市選挙管理委員会

委員長 平 松 正 博



無効と決定した署名に対する異議の申出のあった署名数 8人

内、異議を棄却した署名数 5人

内、異議を容認し無効を有効と決定した署名数 3人